

京都市告示第 7 2 号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 3 年 4 月 1 1 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
松井 登	有限会社谷口鍼療所	北区紫野下鳥田町 3 7 番地の 3	平成 23 年 3 月 2 日
植村 真吾	うえむら整骨院	上京区今出川通七本松西入二丁目東今小路町 7 4 4 番地の 3 3 ロイヤルハイツ中野 1 階	平成 23 年 3 月 24 日
前田 晃嗣	もみの木整骨院	左京区田中北春菜町 2 4 番地	平成 23 年 3 月 3 日
杉本 純子	ケアソシエイツ	中京区烏丸御池上る二条殿町 5 3 7 番地 ヤサカ烏丸御池ビル 6 階	平成 23 年 2 月 1 日
植村 美寿佳	ニケ整骨院	中京区衣棚御池上る下妙覚寺町 1 9 2 番地の 3 シャトードゥレタン 9 0 2	平成 23 年 3 月 3 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
茶谷 洋二	あんず鍼灸整骨院	山科区音羽野田町15番地の9 ハヤシスタジオビルの1階	平成23年3月9日
平野 貴正	平野接骨院	右京区嵯峨野開町8番地の9	平成23年2月1日
寺西 隆二	らる整骨院	伏見区向島鷹場町104番地の1	平成23年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)